

令和 7 年 度

羽 村 市 内 部 統 制 評 価
報 告 書 審 査 意 見 書

羽 村 市 監 査 委 員



羽 監 発 第 19 号
令 和 8 年 8 月 24 日

羽村市長 橋本 弘山 様

羽村市監査委員 渡 辺 晃
羽村市監査委員 門間 淑子

令和 7 年度羽村市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき、審査に付された令和7年度羽村市内部統制評価報告書について審査した結果、別紙のとおり意見を付します。

令和7年度羽村市内部統制評価報告書審査意見書

I 審査の概要

1 審査の期間

令和8年6月29日から令和8年8月14日まで

2 審査の方法

羽村市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続きに沿って適切に実施されたか、内部統制制度の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として実施した。

II 審査の結果

1 総合意見

審査に付された、令和7年度羽村市内部統制評価報告書については、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

2 個別意見

令和6年度から運用を開始して2年目となるが、内部統制制度を導入したことにより、職員の意識が高まってきていることは、定期監査や各会計決算等審査等を通じて把握しているところであり、内部統制制度は地方自治法上では努力義務でありながらも、先進的に取り組んでいる姿勢に対し評価したい。

さて、昨年度と比較しリスク件数が増えているところではあるが、重大な不備に該当するものはなく、大半がケアレスミスであり、また、昨年度と同様の不適切な事務処理が繰り返し発生していることも事実である。

リスク発生に接する機会が多い部署については、その背景や原因を分析し、改善策についても同時に検討していく必要があると考える。

その改善策の一つとして、研修等による継続的な指導も有効と考えられるが、時代の変化に対応して、部分的に運用を見直していくことが必要だと思われる。

制度の運用に関しては、重大な不備の4つの定義が抽象的で不明確である。数値化可能な項目は数値化を行い、重大な不備の認定については、4つの定義それぞれを個別に判断するのではなく、総合的・横断的な観点から判断するなど、状況に応じた柔軟な運用を求める。

また、情報管理上のリスクが高まっている。システム障害や外部からの不正アクセスも含め適正に管理・運営するとともに、その施策・成果を市民に対して積極的にPRしていただきたい。

今後も、内部統制の取組を、無駄をなくして不正を防ぎ、行政サービスを安定的かつ持続的に、効率的で効果的に提供するための基盤として定着させることを目指し、より一層の推進を期待する。